

島根県後期高齢者医療広域連合告示第4号

島根県後期高齢者医療広域連合健康診査事業実施要綱の一部を改正する要綱をここに定める。

平成21年3月27日

島根県後期高齢者医療広域連合長 松浦正敬



島根県後期高齢者医療広域連合健康診査事業実施要綱の一部を改正する要綱
島根県後期高齢者医療広域連合健康診査事業実施要綱（平成20年島根県後期高齢者医療広域連合告示第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号の項中

「

1. 問診	服薬歴、既往歴、生活習慣に関する項目、自覚症状等
-------	--------------------------

」を

「

1. 問診	服薬歴、既往歴、喫煙歴、生活習慣に関する項目、自覚症状等
-------	------------------------------

」に

改める。

別表1を次のように改める。

項目	健診区分			
	個別 (県医師会 統一単価)	集団 (環境保健公 社)	集団 (厚生連)	集団 (海士診療 所)
1. 受診案内	105円	105円	105円	105円
2. 個別健診	7,623円	—	—	—
3. 集団健診	—	5,695円	5,695円	5,870円

4. 健診データ作成	315 円			130 円
5. 健診結果通知	105 円	105 円	105 円	105 円
6. 費用支払手数料	142 円	142 円	142 円	142 円

別表 2 を次のように改める。

項目	健診区分			
	個別 (県医師会統一単価)	集団 (環境保健公社)	集団 (厚生連)	集団 (海士診療所)
生活機能チェックのみを同時実施	2,835 円	—	—	—
生活機能検査までを同時実施	4,263 円	2,415 円	2,415 円	2,600 円

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。